

【調 査】

厚生と権利

——《社会的選択論》からのアプローチ——

鈴 村 興 太 郎[†]

The man who never alters his opinion is like
standing water, and breeds reptiles of the mind.

—William Blake^{††}

1. はじめに：社会的選択の情報的基礎

アロウ(1951)によって創始された社会的選択論のひとつの基本問題は、個人の自由尊重主義的権利を侵害せずに社会的選択のパレート効率性を保証できる制度的仕組みを設計することである。セン(1970a; 1970b, Chapter 6*)は、このような制度的仕組み(社会的選択ルール)が一般に存在しないという主旨の《パレートの自由尊重主義の不可能性》を論証することによって、学会に大きな波紋を広げた。この分野はセンの問題提起以来30年の間に既に膨大な研究の蓄積を生んでおり、特にセンの不可能性定理とその解決方法に関しては、セン(1976; 1983)、鈴村(1982b, 第6章; 1983, Chapter 7)、リグルスワース(1985)などにより、つとに詳細な展望と批判的評価が試みられている。本稿は、センの問題提起を継承する社会選択論の研究のうちで、特に自由尊重主義的権利の定式化を巡る最近の論争に焦点を絞って、展望と問題提起を行うことを課題とするものである。

本論に先立ち、社会的選択の情報的基礎に関する最小限の用語法を定めて議論の効率化を図るため、以下の一連の問題を考えることにしたい。

第1の問題は、社会的選択ルールの望ましさに対する評価を、

(a) そのルールに従う選択が生み出す帰結(consequences)の望ましさに応じて下すか、

あるいは

(b) 帰結とは一応独立に、ルールそれ自体に備わる内在的・構造的な特徴に即して下すか、

というものである。前者の選択肢を採択する考え方

を《目的論(teleology)》あるいは《帰結主義(consequentialism)》と呼び、後者の選択肢を採択する考え方を《義務論(deontology)》あるいは《非帰結主義(non-consequentialism)》と呼ぶ。

第2の問題は、社会的選択ルールが生み出す帰結の望ましさを判定する際に、

(a) 社会を構成する諸個人がその帰結から受け取る《厚生(welfare)》だけを考慮するか、

あるいは

(b) 帰結を客観的に描写する《非厚生情報(non-welfare information)》をも考慮するか、

というものである。前者の選択肢を採択する考え方を《厚生主義(welfarism)》と呼び、後者の選択肢を採択する考え方を《非厚生主義(non-welfarism)》と呼ぶ。

第3の問題は、帰結の望ましさを厚生主義の立場から判定するに際して、

(a) 厚生情報の《基数性(cardinality)》まで要求するのか、

あるいは

(b) 厚生情報の《序数性(ordinality)》のみを要求するのか、

さらに

(c) 厚生情報の《個人間比較可能性(interpersonal comparability)》を要求するのか、

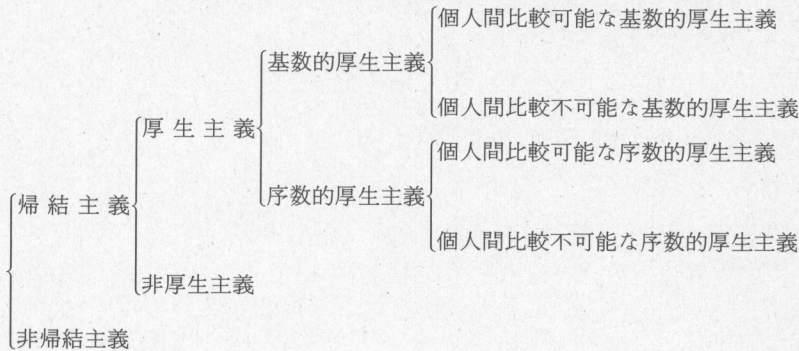
あるいは

(d) 厚生情報の《個人間比較不可能性(interpersonal non-comparability)》を承認するのか、

というものである。

明らかに、新古典学派の標準的厚生経済学と、セン(1970b, Chapter 9*)が定式化したロールズ(1971)

第1図 社会的選択の情報の基礎



の正義の理論は、それぞれ《個人間比較不可能な序数的厚生主義》および《個人間比較可能な序数的厚生主義》に立脚している。これに対して、ペンサム流の古典的功利主義は、明らかに《個人間比較可能な基数的厚生主義》に立脚している。

本節で導入された用語法は、社会的選択の情報の基礎に関して、第1図に示される分類法を与える。次節以降の考察に際して、この分類法は議論の分岐点を明らかにする一助となる筈である。

2. 古典的社会選択論と厚生主義

アロウの古典的定式化に従う社会的選択論は、 n ($2 \leq n < \infty$) 人の個人から構成される社会の社会的選択ルール f を、以下のように定式化している。ありとあらゆる社会状態全体の集合を X 、 X 上の選好順序全体の集合を Θ とするとき、 f は Θ の n 個の直積 $\Theta^{(n)}$ から Θ への関数である¹⁾。すなわち、任意に与えられた個人的選好順序のプロファイル $R = (R_1, \dots, R_i, \dots, R_n)$ を集計して社会的選好順序 $R = f(R)$ を指定するプロセスないしルールこそ、社会的選択ルールに他ならないのである。

以下では、個人 i の選好順序 R_i に対応する強選好順序を $P(R_i)$ と記すことにする²⁾。そのとき、社会的選択ルール f に対してアロウが要請した《バレー原理 (Pareto Principle)》と《無関連対象からの独立性 (Independence of Irrelevant Alternatives)》という2つの公理を、以下のように定式化することができる。これらの要請を同時に満足する社会的選択ルールは、特にアロウの意味での《社会的厚生関数 (social welfare function)》と呼ばれる。

《バレー原理》：社会状態 x, y と個人的選好順序

のプロファイル $R = (R_1, \dots, R_i, \dots, R_n)$ に対応して $xP(R_i)y (\forall i \in N)$ が成立すれば、 $xP(R)y$ が成立しなくてはならない。ただし、 $P(R)$ は $R = f(R)$ に対応する社会的強選好順序である。

《無関連対象からの独立性》： x, y と R, R' に対して R_i と R'_i が $\{x, y\}$ 上では一致する ($\forall i \in N$) ならば、対応する社会的順序 $R = f(R), R' = f(R')$ もまた $\{x, y\}$ 上で一致しなくてはならない³⁾。

ところで、セン(1979a)はアロウの意味での社会的厚生関数に対して、次のような興味深い性質を発見した。

《センの補題》：アロウの社会的厚生関数は、個人の選好に無差別関係がない限り、社会状態のペア $\{x, y\}$ に対する社会的厚生判断をこのペアに対する各個人の選好順序のみに基づいて形成するという意味で、厚生主義的の性質をもつ。

こうしてみると、アロウの意味での社会的厚生関数は、(1)社会的選好順序を個人的選好順序のプロファイルにのみ依存させることによって、厚生情報の基数性と個人間比較可能性を排除するに留まらず、さらに(2)バレー原理と無関連対象からの独立性を要請することによって、個人的選好順序に無差別関係が成立しない場合の社会的選好判断が非厚生情報によって影響されるチャンネルを完全に遮断して、社会的選択の情報の基礎を極めて脆弱なものに限定していることに気付く。アロウが論証した《社会的厚生関数の一般不可能性定理》は、社会的選好順序を形成するための情報の基礎をかくも徹底的に限定

する場合には、《独裁者(dictator)》の選好をそのまま社会的選好として正統化するという非常に病的なルール以外には、矛盾を決して生まない社会的厚生関数を構成することは論理的に不可能であることを指摘するものに他ならないのである。

3. 自由尊重主義的権利の古典的定式化：センのアプローチ

3.1. パレートの自由尊重主義のパラドックス

センが論証した《パレートの自由尊重主義の不可能性(impossibility of the Pareto libertarianism)》は、かりに厚生情報をどれだけ豊かに用いても、社会的判断の基礎として厚生主義は依然として本質的な難点を抱えていることを示している。彼は、個人の最小限の自由尊重主義的権利の要求を、パレート原理という弱い厚生主義的要求と両立させる社会的選択ルールは、たとえ厚生基数性や個人間比較可能性を許したとしても、一般に存在しないことを示したのである。

自由尊重主義的権利に対するセンのオリジナルな定式化は、《非厚生主義的帰結主義》に立脚するものであった。ところが、近年この定式化の妥当性に対して多くの批判が浴びせられている。センの定式化の妥当性を巡るこの論争を検討することが本稿の主要な課題であるが、本節ではまず、センの不可能性定理の例示とその一般的定式化を与えることによって、以下の議論の舞台を整えることにしたい。

例(1) (Lady Chatterley's Lover Case)

D. H. ローレンスの小説『チャタレー夫人の恋人』が一冊だけあり、2人の個人(謹厳なP氏と淫蕩なL氏)のいずれか一方がこれを読むことができる。他の事情を一定とすれば、この場合3つの社会状態を考えることができる。P氏だけがこの本を読む状態(r_P)、L氏だけが読む状態(r_L)、両氏とも読まない状態(r_0)がそれである。

さて、両氏がこれらの社会状態に対してもつ選好順序は、P氏については

$$R_P: r_0, r_P, r_L$$

L氏については

$$R_L: r_P, r_L, r_0$$

で与えられるものとする。ところで、 r_P (あるいは r_L)と r_0 との間に存在する唯一の差異は、P氏(あるいはL氏)がこの本を読むか、読まないかだけなので、社会的選択ルールが個人の最小限の自由を尊

重するものである限り、 r_P (あるいは r_L)と r_0 との社会的優劣比較はP氏(あるいはL氏)が両者に対して表明する個人的選好を踏襲するものでなくてはならない。さもなくば、社会的選択ルールは個人の最小限の自由を尊重しているとはいえないからである。

いま、社会的選択ルール f は個人の最小限の自由を尊重すると同時に、パレート原理を満足するものとしよう。その場合には、プロファイル $R=(R_P, R_L)$ を集計してえられる社会的選好順序 $R=f(R)$ は $r_0P(R)r_P, r_PP(R)r_L, r_LP(R)r_0$ を満足しなければならない。しかし、これは $P(R)$ の推移性と矛盾する。従って、個人の最小限の自由を尊重しつつ、パレート原理をも満足する社会的選択ルールは、論理的に存在しえないのである。||

この例のエッセンスを拡張してセンの不可能性定理を定式化するために、以下のように記号を定めた⁴⁾。

$N=\{1, 2, \dots, n\} (2 \leq n < \infty)$: 個人の集合。

X_0 : 公共的決定変数の集合。

X_i : 個人 i の私的決定変数の集合($\forall i \in N$)。

$X := X_0 \times (\prod_{i \in N} X_i)$: 社会状態の集合。

$D_i^* := \{(x, y) \in X \times X | x_{-i} = y_{-i}\} (\forall i \in N)$ 。

f : 社会的選択ルール。

D_i : 個人 i の自由尊重主義的権利域を表す D_i^* の部分集合で、任意のプロファイル $R=(R_1, \dots, R_i, \dots, R_n)$ に対して、 $(x, y) \in D_i$ かつ $xP(R)y$ ならば必ず $xP(R)y, R=f(R)$ が成立する。

そのとき、センの不可能性定理は以下のように表現される。

《センの定理》: 少なくとも2人の個人がそれぞれ少なくとも一組の社会状態に対してセンの意味での自由尊重主義的権利をもつならば、個人の最小限の自由を尊重しつつパレート原理を満足する社会的選択ルールは、論理的に存在しない。

3.2. アローとセンの不可能性定理の対比

アローの不可能性定理とセンの不可能性定理との間には、注目すべき重要な差異がある。すなわち、アローの不可能性定理を樹立するうえで決定的な役

割を果たす無関連対象からの独立性の公理は、センの不可能性定理には全く登場しない。第2節で既に注意したように、アロウの不可能性定理において無関連対象からの独立性の公理が果たす重要な機能は、社会的厚生判断を形成するうえで、個人的厚生情報が果たす役割を厳しく制約することであった。この事実を想起すれば、センの不可能性定理のひとつの意義を、たとえ厚生情報をどんなに充実させようとも、厚生主義的な《パレート原理》と非厚生主義的な《自由尊重主義的権利の要求》との間の矛盾は避け得ないという事実を明らかにした点に求めることができる。

3.3. パレートの連邦主義の不可能性

《パレートの自由尊重主義の不可能性》は、個人の概念を再解釈することによって、その社会的含意を大幅に拡張することができる。すなわち、権利の主体を文字通り human individual としてではなく個人のグループと読み替えれば、センの不可能性定理は「社会内部のグループに意思決定の最小限の自律性を認めつつ、社会全体のパレート効率性を維持することは、一般に不可能である」ことを示すものと理解することができる。バトラ＝パタナイク(1972)が最初に示唆したこの解釈は、センの不可能性定理の社会的意義を大きく拡張するものだとすべきである。以下の考察は個人を human individual と統一的に理解しつつ進められるが、ここで注意を喚起した再解釈の可能性は、結果の意義を理解するに際して常に心に留めておくべきである。

3.4. センの自由尊重主義的権利の特徴

センの自由尊重主義的な権利概念の定式化には、3つの重要な特徴がある。

第1に、ある個人が権利をもつか否かの判定が、社会状態の《記述的特徴》に決定的に依存するという意味で、センの自由尊重主義的権利の定式化は非厚生主義の立場を取っている。しかし、センの権利概念は、パレート原理などと同じく《帰結主義的な道德律(outcome morality)》、すなわち社会状態の厚生判断に係わる道德律として定式化されている。

第2に、センの自由尊重主義的権利は、社会状態(社会の有様に関する完全な記述)に対する個人的選好を鍵概念として定式化されている。

第3に、センの意味での自由尊重主義的権利を賦与された個人は、2つの社会状態が自分の私的決定

変数の特定の仕方だけで異なっていて自己の自由尊重主義的権利域に所属する場合には、一方の社会状態を他方の社会状態よりも選好することによって、前者が社会的に選択可能な状況においては後者の社会的選択を拒否できる特権をもつことになる。以下において、この個人的特権を《選好依存的拒否権(preference-dependent power of rejection)》と呼ぶ。

4. センの自由尊重主義的権利のなにが問題か

4.1. ギバードの権利論の問題点

ギバード(1974)は、センによる自由尊重主義の要求を自然に拡張して、全ての個人 i に対して $D_i = D_i^*$ を要請した。 $(x, y) \in D_i^*$ であれば x と y との間の唯一の差異は個人 i の私的決定変数の指定方法だけなので、この拡張はいかにも無害に見える。しかるに、ギバードは以下の不可能性定理を論証した。

《ギバードの定理》：ギバードの意味する自由尊重主義的権利を保障する社会的選択ルールは一般に存在しない。

ギバードの一般不可能性定理のエッセンスは、次の例によく示されている。

例(2)：(Conformist-Nonconformist Dilemma)

イアン(I)とジョン(J)は、2人とも緑色(G)と赤色(R)のシャツをもっている。この2人から成る社会では $N = \{\text{イアン}, \text{ジョン}\}$, $X_I = X_J = \{G, R\}$ であると考えることが自然である。他の事情を一定とすれば、実現可能な社会状態の集合は $\{(G, G), (R, G), (R, R), (G, R)\}$ で与えられる。ただし、例えば (R, G) は、イアンが赤色、ジョンが緑色のシャツを着ている状態を示している。いま、これら4つの社会状態に対するイアンとジョンの選好順序がそれぞれ

$$R_I : (G, G), (R, G), (R, R), (G, R)$$

$$R_J : (R, G), (R, R), (G, R), (G, G)$$

で与えられる状況を考えよう。この選好プロファイルによれば、ジョンのシャツが緑色ならイアンは緑色を赤色より好むが、ジョンのシャツが赤色ならイアンは赤色を緑色より好んでいる。この意味において、イアンはジョンに追従的な選好をもつ conformist である。一方、イアンのシャツが赤色ならジョンは緑色を赤色より好むが、イアンのシャツが緑色ならジョンは赤色を緑色より好んでいる。従っ

て、ジョンはイアンを忌避する選好をもつ non-conformist である。いま、この社会の社会的選択ルール f がギバードの自由尊重主義的権利を保障すれば、 $R=f(R_I, R_J)$ は $(G, G)P(R)(R, G)$, $(R, G)P(R)(R, R)$, $(R, R)P(R)(G, R)$ および $(G, R)P(R)(G, G)$ という社会的強選好の循環を生み出してしまい、これは明らかに R の推移性と矛盾する。従って、ギバードの自由尊重主義的権利を保証する社会的選択ルールは、論理的に存在しないことになる。||

ギバードの不可能性定理のエッセンスを伝えるこの例(2)は、自由尊重主義的権利に対するセン＝ギバードの定式化の問題点をよく例示している。個人の自由を尊重するということは、社会的決定の論脈において《局所的独裁権(local dictatorship)》ないし《選好依存的拒否権》を個人に賦与することだとするこの定式化は、伝統的な自由尊重主義的理解と必ずしも整合的ではないからである。

端的に述べれば、例(1)、例(2)のような状況において伝統的な自由尊重主義が主張することは、私的決定変数の選択に関する限り当該個人の私的決定の自律性を社会的に尊重すべきだということに尽きるものと思われる。ところで、伝統的な自由尊重主義に対するこの常識的な理解に立てば、セン＝ギバードの意味する自由尊重主義的権利には、次のような問題が含まれていることになる。

伝統的理解に従って、イアンとジョンは私的決定変数の選択に関して自律的決定権を保障されているものとすれば、イアンは G (あるいは R) を自律的に選択することによって (R, G) と (R, R) (あるいは (G, G) と (G, R)) が社会的に選択されることを排除できる。同様に、ジョンは G (あるいは R) を自律的に選択することによって (G, R) と (R, R) (あるいは (G, G) と (R, G)) が社会的に選択されることを排除できる。これに対して、セン＝ギバードの意味する自由尊重主義的権利によれば、イアン(あるいはジョン)は (R, G) と (G, R) (あるいは (R, R) と (G, G)) の社会的選択を阻止できることになっている。伝統的理解に従う自由尊重主義は、個人に対してこのような《局所的独裁権》ないし《選好依存的拒否権》を賦与することはないことは明らかである。これがゲルトナー＝パタナイック＝鈴木(1992)によって提起されたセン＝ギバードの自由尊重主義的権利に潜む第1の問題点である。この論点に関連する

批判は、ベルンホルツ(1974)によっても先駆的に行われていた。

4.2. センの《最小限の自由》

ゲルトナー＝パタナイック＝鈴木(1992)のこの批判に依拠して、セン(1992)は、彼の自由尊重主義の定式化は権利それ自体の完結した表現を意図するものではなく、単に自由尊重主義的権利の最小限度の含意を表現したものであることを強調した。彼によれば、いかなる自由尊重主義的権利の主張も、この最小限の含意は必然的にもたざるを得ないというのである。彼はまた、全ての個人 i に対して D_i^* の全域における《選好依存的拒否権》を与えるというのはセンを継承したギバードの行き過ぎた定式化であって、セン自身の定式化はこれとは本質的に異なると主張した。すなわち、センは(a)伝統的な自由尊重主義による《私的決定変数の選択に関する個人の自律的決定の社会的尊重》という理解も、彼の《最小限の自由》を含意せざるを得ないという意味で両者間に矛盾はあり得ないこと、並びに(b)センの定式化とギバードの定式化との間には見掛け上の類縁性にも関わらず大きなギャップがあることを主張して、彼自身の定式化を擁護しようとしたのである。

このうち(b)の主張に関しては、単にギバード版がセン版よりも強い定式化であるという自明な主張を越えて、2つの定式化の実質的・内容的差異のためにセン版は支持できるがギバード版は支持不可能だという根拠が示されない限り、説得力に欠けることは否めない。また、(a)の主張に関しては、次の例がこれに対する有効な反批判となると考えられる。これがゲルトナー＝パタナイック＝鈴木(1992)によって指摘されたセン＝ギバードの自由尊重主義的権利に潜む第2の問題点である。

例(3)：(Modified Conformist-Nonconformist Dilemma)

例(2)と基本的に同じ状況を考えるが、今回はイアンが $\{(G, G), (R, G)\}$ というたった一組の社会状態に対してのみ、センの意味での権利をもつものと仮定する。これはまさにセンの《最小限の自由》を(しかもイアンについてのみ)想定するものである。また、イアンとジョンの選好順序は、例(2)とは異なって以下のように指定されるものとする。

$$R_I: (G, G), (R, R), (R, G), (G, R)$$

$$R_J: (G, R), (R, G), (G, G), (R, R)$$

このプロフィールにおいても、イアンは conformist、ジョンは nonconformist であることには変わりはない。

さてここで、2人の個人には《私的決定変数の選択に関する自律的決定権》が賦与されているものとしよう。この権利を行使してシャツの色を選択するに際してイアンはジョンが選択するシャツの色を予め知ることはできないうえ、ジョンの選択次第で自分が行う選択から得られる満足が大きく左右されることを知っている。ジョンの立場についても、この間の事情は全く同様である。このことは、2人の個人の選択が、不可避免的に《不確実性のもとでの意思決定》の問題になることを教えている。

この問題に直面して、イアンもジョンも共にマクシミン原理に従って行動するものとすれば、イアン(あるいはジョン)のマクシミン戦略は R (あるいは G)となるため、常識的な自由尊重主義的権利の行使がもたらす社会状態は (R, G) となる。しかるに、イアンは $\{(G, G), (R, G)\}$ に対してセンの意味の権利を賦与され、しかも彼は (G, G) を (R, G) よりも選好している。従って、 (R, G) が社会的に実現するという結果は、センの意味でのイアンの権利が侵犯されたことを意味せざるを得ない。すなわち、伝統的・常識的な自由尊重主義的権利は、センの意味での自由尊重主義的権利を全く意味しないのである⁵⁾。||

5. 常識的な自由尊重主義に対するセンの反批判

上述の批判に対するセン(1982a; 1992)の反批判は、基本的に以下の2つの論点から成っている。

第1に、個人の自由を《私的決定変数の選択に関する自律性の尊重》と理解するわれわれの常識的立場は、これを権利論のスペクトラムのなかに位置付ければノジック(1974)の非帰結主義(義務論)的権利論に近い。ところで、この立場は私的決定変数の選択を当該個人が直接的に支配できることを前提しているが、自由が尊重されるべき多くの論脈において、このような直接的な支配の余地がないことがしばしば起こる。その一例は、交通事故によって意識不明となった個人であって、適用される治療法に関して本来は彼に選択の自由が認められるべきだが、この選択を彼が直接的に支配することができないことは自明である。この例に見られるように、自由尊重主義的権利の定式化を《選択の直接的支配》と直結するアプローチは、自由尊重主義の定式化として重大な

欠陥をもっているというべきである。

第2に、ノジック流の非帰結主義的アプローチでは、各個人はそれぞれ独立した《私的決定変数の選択肢の集合》をもっていて、他の個人による選択とは関わりなく自分の選択肢を自律的に採りうるものが、暗黙のうちに前提されている。しかしながら、自分の私的決定変数を他人の決定と完全に隔離して行える社会的状況は、常態というよりはむしろ例外に近いというべきである。この点を簡単に例示してみよう⁶⁾。

例(4)：(British Rail Example)

英国鉄道の客車内に、アンとフレッドという2人の乗客が乗っている。アンは嫌煙家、フレッドは愛煙家である。この客車内には、「同室の乗客が反対される場合には喫煙をご遠慮下さい」という掲示がなされている。アンの私的決定変数の選択肢の集合は《喫煙に反対する、喫煙に反対しない》で与えられ、フレッドのそれは《喫煙する、喫煙しない》で与えられる。いま、私的決定変数を自律的に選択する完全な自由を認めるならば、2人の個人の自律的選択の結果として、(アンは喫煙に反対する、フレッドは喫煙する)という状態が実現する可能性があるが、これはこの客車内のルールのもとでは許容できない事態である。すなわち、私的決定変数の選択を完全に分権化して、《私的決定変数の選択に関する自律性の尊重》という形式で自由尊重主義的権利を表現することは、この事例に関しては不可能なのである。||

センによるこれらの反論は、《私的決定変数の選択に関する自律性の尊重》という形式で自由尊重主義的権利を表現する試みに対して、確かに重要な問題提起となっている。とはいえ、これらの反論から《選択の自律性》に基礎を据える自由尊重主義を擁護することは、むしろ極めて容易なのである。

第1の論点に対しては、権利を賦与された個人がなんらかの事情からその権利を直接行使することができない場合でも、当該個人の意思を継承して行動する代理人が彼の意向を体して間接的に権利行使をすることに障害が存在しない限り、彼の自由尊重主義的権利は実効的に尊重されていることに注意すべきである。代理人による《権利の間接的行使》の可能性に注意を喚起する点で、センの問題提起には一定の価値が認められるが、この問題提起は《選択の

自律性》に基礎を据える自由尊重主義の整合性に対する有効な批判とはならないのである。

第2の論点に対しては、フレッドの私的決定変数の選択肢の集合を〈喫煙する、喫煙しない〉と定めることにこそ問題があるというべきであり、この客車内で守られるべき rules of the game に正当な考慮を払って私的決定変数の選択肢の集合を定義しさえすれば、問題を自然に解決することができる。具体的にいえば、アンとフレッドの私的決定変数の選択肢の集合をそれぞれ $\Sigma_A = \{s, s'\}$, $s =$ 喫煙に反対する, $s' =$ 喫煙に反対しない, $\Sigma_F = \{t, t'\}$, $t =$ 反対されない場合にのみ喫煙する, $t' =$ いずれにせよ喫煙しない, と定めれば、2人の選択に対応して実現する社会状態を指定する関数 g を以下のように定義することができる：

$g(s, t) = g(s, t') = x =$ アンは反対にあってフレッドは喫煙を断念する,
 $g(s', t) = y =$ アンは同意を得てフレッドは喫煙する,
 $g(s', t') = z =$ アンは反対しないけれどフレッドは自発的に禁煙する。

この場合には、アンとフレッドが Σ_A と Σ_F から自己の選択肢を採る完全な自律性が認められている限り、個人の自由尊重主義的権利に対する侵害は全く起こらないし、この権利の行使の結果として社会的に許容できない結果が生じることもないことに注意すべきである。

ところで、 $N = \{\text{アン, フレッド}\}$, $X = \{x, y, z\}$ とおけば、 $G = \{N, \Sigma_A, \Sigma_F, X, g\}$ は N をプレイヤーの集合、 Σ_A, Σ_F をアンとフレッドの戦略の集合、 X を結果の集合、 g を結果関数とするひとつの《ゲーム形式(game form)》を与えることに注意したい⁷⁾。われわれは、第7節においてノジック流の非帰結主義的権利論を自然に拡張して《ゲーム形式の権利論》を導入する予定だが、上で説明した例(4)の解決は、実はゲーム形式の権利論の有効性を予告していることになるわけである。

6. 自由尊重主義的権利の分類

6.1. 条件的権利と無条件的権利

これまでの考察は、セン＝ギバード流の自由尊重主義的権利の定式化が、《私的決定変数の選択に関する自律性の尊重》という常識的な理解とは著しく対

照的な性格をもつことを示している。それでは、《選好依存的拒否権》として定式化されたセン＝ギバード流の権利概念は、一体どのようなタイプの個人的権利に対応するものなのだろうか。この疑問に的確に答えるためには、個人的権利の概念に対して、最小限の分類を準備する必要がある。

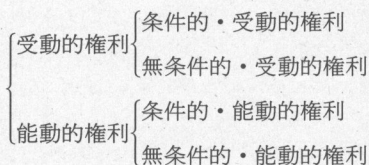
われわれが採用する第1の分類基準は、考察対象とされる権利が《条件的権利(contingent right)》であるか、《無条件的権利(non-contingent right)》であるかを問うものである。多くの個人的権利は、ある種の条件が予め満足されている場合にのみ実効性をもつものである。例えば、個人 i が主催するパーティに出席する個人 j の権利は、予め i から j 宛に招待状が届いている場合にのみ有効であって、招待されないまま他人のパーティに強引に押し入る権利は誰ももっていないことは明らかである。また、公園のベンチに腰を下ろす個人 i の権利は、そのベンチが他の個人 j によって占拠されていない場合に限って有効であって、既に腰を下ろしている他人を押し退けてベンチに座る権利は誰にも与えられていない。これに対して、神の存在を信じる権利など(恐らくごく少数の)権利は、どのような前提条件にも拘束されない無条件的権利であると考えられる。ある権利 r に対して、集合 $\Gamma(r) = \{\gamma_1, \gamma_2, \dots\}$ は、権利 r に実効性を賦与する条件を列挙した集合とする。 r が無条件的権利であれば、 $\Gamma(r)$ は当然普遍集合となる。

6.2. 受動的権利と能動的権利

われわれが採用する第2の分類基準は、考察対象とされる権利が《受動的権利(passive right)》であるか《能動的権利(active right)》であるかを問うものである⁸⁾。個人 i の受動的権利 r_i は、他の主体(個人、グループ、社会、国家、……)が個人 i に対してなにかを行うことを義務付けるか、あるいは個人 i に対してなにかを行うことを抑制する義務を課するものであって、この権利は i に対してなら特定の行為を行う権限を賦与しない。これに対して、個人 i の能動的権利 r_i は、個人 i ないし彼の代理人に対して、ある種の特定化された選択の行為を行う権限を賦与するものである。通常の場合、この権利は他の主体(個人、グループ、社会、国家、……)が個人 i に対してなにかを行うか、あるいは個人 i に対してなにかを行うことを抑制する義務を伴っている。

例えば、正当な逮捕状なしには逮捕されることは

第2図 権利概念の分類



ないという国民の権利は、国家の権力行使に対する抑制を義務付けた国民の受動的権利である。対照的に、平時において国家を批判する国民の権利は、表現手段を自律的に選択して批判的見解を表明する権限を国民に保証するものであって、その背後において国家には、批判的な国民を投獄したり、迫害したり、処刑したりする活動を抑制する義務が課されている。

この2重の分類基準に従えば、われわれは第2図に纏められる4つのタイプの権利を区別することができる。当然のことながら、この種の分類は分析目的に相対的な作業であって、異なる目的にとってはこれと異なる視角からの分類ははるかに適切であることもあろうし、第2図に現れる4つのタイプの権利をさらに詳細に細分化する必要が生じることもあろう⁹⁾。しかし、当面のわれわれの分析目的にとっては、この粗い分類でひとまず十分である。

6.3. セン＝ギバードの自由尊重主義的権利の位置付け

この権利概念の分類に照らすとき、『選好依存的拒否権』に特徴付けられるセン＝ギバードの自由尊重主義は、どのカテゴリーに所属する権利を捕捉するものとみなすべきだろうか。

まず、ある個人の受動的権利は、他の主体(個人、グループ、社会、国家、……)がこの個人に対してなにかを行うことを義務付けるか、あるいはこの個人に対してなにかを行うことを抑制する義務を課すものに過ぎない。しかもこの義務は、当該個人がもつ選好によってなら直接的な影響を受けない。また、ある個人の受動的権利は、彼に対してその選好に従ってなにかを選択する権限を賦与するものではない。従って、条件的であれ無条件的であれ、受動的権利が『選好依存的拒否権』に特徴付けられるセン＝ギバードの権利概念によって捕捉されることは、原理的にありえないというべきである¹⁰⁾。

次に、ある個人*i*の能動的権利 r_i は、集合 $\Gamma(r_i)$

に属する条件が満足されるときにのみ実効性をもつものとする。この集合が空集合であれば権利は事実上存在しないことになるし、この集合が普遍集合であれば権利は無条件的・能動的権利を表すことになる。さて、この権利 r_i は能動的権利なのだから、ある条件 $\gamma \in \Gamma(r_i)$ の下に個人*i*はある集合 $\Omega(\gamma) = \{\omega_1, \omega_2, \dots\}$ 内の選択肢を自由に採る権限を賦与されることになる。この権限を行使して個人*i*が $\omega \in \Omega(\gamma)$ を選択するならば、それに付随してある集合 $N(\gamma, \omega)$ に所属する個人 $j \in N(\gamma, \omega)$ に対してある義務 $\sigma_j(\gamma, \omega)$ が課されることになる。

これだけの準備が整えば、『選好依存的拒否権』に特徴付けられるセン＝ギバードの権利概念は、(条件的であれ無条件的であれ)能動的権利を的確に捕捉することは一般にできないことを確認することは容易である。

まず、社会状態の完全な記述のために言及すべき指標全体の集合を $F = \{f_1, f_2, \dots\}$ と記すことにする。いま、 $\gamma \in \Gamma(r_i)$ という条件が成立して能動的権利 r_i が実効的になれば、この条件によって F に属する指標のうちのいくつかが指定されることになる。次に、個人*i*が r_i を行使して選択肢 $\omega \in \Omega(\gamma)$ を採るならば、 F に属する他のいくつかの指標がこの選択の結果として指定されることになる。この場合には、集合 $N(\gamma, \omega)$ に所属する個人*j*に対してある義務 $\sigma_j(\gamma, \omega)$ が課されることになり、*j*がこの義務を果たすことによって、 F 内のさらにいくつかの指標が指定される結果となる。こうして $\gamma \in \Gamma(r_i)$, $\omega \in \Omega(\gamma)$, $\sigma_j(\gamma, \omega) (\forall j \in N(\gamma, \omega))$ によって特定化される指標の集合を、 $F(\gamma, \omega)$ と書こう。以下の議論にとって決定的な重要性をもつ点は、集合 F と集合 $F(\gamma, \omega)$ との相互関係である。

もし $F - F(\gamma, \omega)$ が空集合でないならば、与えられた $\gamma \in \Gamma(r_i)$ に対して、個人*i*による $\omega \in \Omega(\gamma)$ の選択は社会状態を一意的には決定せず、集合 $F - F(\gamma, \omega)$ に属する残余指標が決定される有様次第で、一般に様々な社会状態に導くことになる。この場合、残余指標 $f \in F - F(\gamma, \omega)$ が決定される有様が個人*i*の選好順序に影響を及ぼすならば、『選好依存的拒否権』に特徴付けられるセン＝ギバードの権利概念は、能動的権利の定式化としては失格せざるを得ないことになる。これがゲルトナー＝パタナイック＝鈴木(1992)によって指摘されたセン＝ギバードの自由尊重主義的権利に潜む第3の問題点である。

この事実を理解するためには、次の例を用いて考えるのが好都合である。

例(5)：(Party Example)

パーティの主催者 i 氏は j 君と k 嬢が犬猿の仲であることを知らずに招待した。このパーティに出席する j 君の能動的権利 r_j は、 $\Gamma(r_j) = \{i \text{ 氏は } j \text{ 君を招待する}\}$ という条件が満足されているため、有効である。そのとき、 j 君は $\Omega(i \text{ 氏は } j \text{ 君を招待する}) = \{\text{出席する, 欠席する}\}$ という選択肢の集合をもつ。単純化のため、 j 君が出席するにせよ欠席するにせよ、他人が彼の出席を妨害したり彼の出席を強制したりすることは、物理的に不可能であるものと仮定する。さて、 i 氏が j 君と k 嬢を招待して、 j 君がその招待を受けて出席することを決めれば、社会状態を記述する指標のいくつかが指定されることになるが、依然として j 君の選好に大きな影響をもつ指標が(少なくとも j 君にとっては)未指定のまま残されている。それは k 嬢が i 氏の招待を受けてパーティに出席するか否かである。 j 君と k 嬢は犬猿の仲であるため、 j 君にとってはこの残余指標がどう決定されるか次第で、 i 氏のパーティの満足感は大きく左右されることになる。しかし、 j 君は k 嬢が i 氏の招待を受諾するか否かを予め知る手段をもたないため、「出席する」という選択肢を採るとき、 j 君は「 j 君と k 嬢は i 氏のパーティで鉢合せする」と「 k 嬢は欠席して j 君は i 氏のパーティを満喫する」という2つの帰結を予期しなくてはならない。「欠席する」という選択肢を採る場合もこの事情は基本的に同様である。

さて、セン＝ギバードの定式化に従って、他の事情は一定とすると、 j 君は $\{(j \text{ 君は出席, } k \text{ 嬢は出席}), (j \text{ 君は欠席, } k \text{ 嬢は出席})\}$ および $\{(j \text{ 君は出席, } k \text{ 嬢は欠席}), (j \text{ 君は欠席, } k \text{ 嬢は欠席})\}$ という2組の社会状態のペアに対して、《選好依存的拒否権》という形式の自由尊重主義的権利を賦与されているものとせよ。そのとき、

$x = (j \text{ 君は出席する, } k \text{ 嬢は出席する})$

$y = (j \text{ 君は欠席する, } k \text{ 嬢は出席する})$

$z = (j \text{ 君は出席する, } k \text{ 嬢は欠席する})$

$w = (j \text{ 君は欠席する, } k \text{ 嬢は欠席する})$

という4つの社会状態に対して

$R_j: z, w, y, x$

という選好を表明することによって、 j 君は社会状態 x と w を拒否できる特権を与えられることになる。しかるに、自分の私的選択肢を自律的に決定できることという常識的な自由尊重主義が j 氏に与える権利は、「『出席』を選択することによって y と w が強制されることを拒否すること」、「『欠席』を選択することによって x と z が強制されることを拒否すること」に過ぎない。このことは、セン＝ギバードの定式化が、この例に登場する条件的・能動的権利の直観的意味を適切に捕捉することができないことを示している。Ⅱ

以上の考察の結果、個人 i の能動的権利 r_i を捕捉するうえで、セン＝ギバードの《選好依存的拒否権》が常識的・直観的な自由尊重主義と両立可能となるための必要条件として、以下の要請が明らかにされたことになる。

《両立可能性条件》：任意の $i \in N$, $\gamma \in \Gamma(r_i)$ および $\omega \in \Omega(\gamma)$ に対して、集合 $F - F(\gamma, \omega)$ は空集合であるか、あるいはこの集合内の残余指標は個人 i にとっての $\Omega(\gamma)$ 内の選択肢の相対的望ましさには全く影響しないかの、いずれか一方が成立する。

この条件がいかに制約的な要求を課すことになるかを理解するためには、改めて例(5)を読み直してみれば一目瞭然である。セン＝ギバードの《選好依存的拒否権》が常識的・直観的な自由尊重主義と両立可能となるためにこれ程の対価を支払わねばならないとすれば、自由尊重主義的権利論への代替的アプローチを求めるべき強い誘因が存在することになる。第7節はそのような代替的アプローチの紹介と論評にあてられる。

6.4. ミルの権利論

最近ライリー(1989-90)は、セン＝ギバードの定式化に従う権利を擁護する新たな論陣を張って、『自由論』(1859)におけるミルは、まさしくセン＝ギバードが定式化した《選好依存的拒否権》としての自由尊重主義を確立したのだと主張した。だが、セン＝ギバードの定式化を《ミルの権利論(Millian right)》と同一視するこの主張の学説史的妥当性には、多大な疑いの余地があるといわねばならない。セン自身も、ライリーのこの主張を必ずしも支持してはいないように見受けられる。恐らくライリーの

主張の唯一の価値は、セン＝ギバードの定式化した権利が、受動的・能動的[ファインバーグ(1973)],あるいは消極的・積極的[バーリン(1969)]など、現在標準的に承認されている権利の分類法には適度を占めない考え方だという事実を、間接的に示した点にあると思われる。

7. 権利論への代替的アプローチ

7.1. ノジックの義務論的権利論

セン(1970a; 1970b)の問題提起に対する最も初期の批判的応接は、ノジック(1974)によって与えられた。彼の示唆に従えば、パレートの自由尊重主義のディレンマは、パレート原理という厚生主義的要請と自由尊重主義という非厚生主義的要請に全く異なる機能を指定することによって、極めて自然に回避される：

……各個人は彼の権利を望むままに行使できる。これらの権利行使は、世界のある種の特徴を固定する。これら固定された特徴の制限内での選択は、なお選択の余地が残されている限り、社会的順序に基づく[パレートの]社会的選択メカニズムに従って行われる。権利は社会的順序を定めるのではなく、ある種の選択肢を排除したり、他のものを固定したりすることによって、社会的選択がその下でなされるべき制約を課すのである[ノジック(1974, p. 166)].

ノジックが提唱したこの権利論には、ひとつの暗黙の前提が潜んでいる。それは、《社会状態の分解可能性》というべき前提であって、任意に与えられた社会状態の選択肢の集合 S に対して、 S の第 i 射影 $\rho_i(S)$ ($\forall i \in \{0\} \cup N$) を

$$\rho_i(S) = \{x_i \in X_i | (x_i; x_{-i}) \in S\}$$

によって定義するとき、 $S = \rho_0(S) \times \{\prod_{i \in N} \rho_i(S)\}$ によって表現される。社会状態の分解可能性を要求するこの前提は、許容される社会状態の記述に登場する公共的決定変数と私的決定変数は、これをどのように組み合わせてもその結果は再び許容される社会状態になることを要求するものであって、極めて制約的な要請であることは否めない。既に注意したように、センによる例(4)はこの仮定の一般的妥当性に対する有効な批判となっており、《社会状態の分解可能性》の前提と不即不離なノジックの権利論の射程が著しく制約されることは、否定すべくもない。

7.2. ゲーム形式の権利論

ノジックの権利論の制約を克服して、私的決定変数の自律的決定を基礎に据えた権利論を築く方法は、既に例(4)を素材として具体的に示唆されている。この例示を一般化して、本節では《ゲーム形式の権利論(theory of rights as game forms)》を導入することにした。

一般的に述べれば、ゲーム形式とは

- (1)《プレイヤー(player)》の集合 N ,
- (2)各プレイヤー $i \in N$ の《戦略(strategy)》の集合 Σ_i ,
- (3)実現可能な《結果(outcome)》の集合 S ,
- (4)各プレイヤーによる戦略の選択 $\sigma_i \in \Sigma_i$ ($\forall i \in N$) が与えられたとき、それに対応して定まる結果を指定する《結果関数(outcome function)》 g

の組 $G = \{N, \Sigma_i (\forall i \in N), S, g\}$ によって定義される。ゲーム形式 G が与えられたとき、各プレイヤーが結果の集合 S の上でもつ選好順序のプロファイル $R = (R_1, \dots, R_i, \dots, R_n)$ が指定されるならば、組 $\{G, R\}$ はひとつのゲームを定義する。

この一般的枠組みを適用して、ゲーム形式の権利論は、《許容される戦略を選択して行動する完全な自律性を各プレイヤーに対して承認すること》として、個人の自由尊重主義的権利を定義するのである。既に例(4)はこのアプローチの例証を提供しているが、以下ではさらに一例を挙げて、ゲーム形式の権利論の実際の作動様式の理解を一層深めたい¹¹⁾。

例(6)：(Club Membership Example)

一群の白人がクラブの開設を計画しているが、黒人ドナルドの加入は拒否したいと考えている。ドナルドに加入の意思がなければ問題はないが、ドナルドが加入を希望すれば、黒人である彼の加入をその理由で拒否するクラブの開設は非合法となる。この状況において、白人グループとドナルドの私的決定変数の集合を $X_w = \{\text{排他的クラブを開設する, 排他的クラブを開設しない}\}$, $X_D = \{\text{加入を希望する, 加入を希望しない}\}$ と定義すると、白人グループとドナルドから構成される社会において、私的決定の完全な分権化を実現することはできないことになる。分権の選択の結果が(排他的クラブを開設する, 加入を希望する)となった場合には、このクラブの合法性を巡る衝突が生じることになるからである。

ゲーム形式の権利論は、この状況は許容戦略の記述に不備があることによって生じる外見上の難関に過ぎず、ゲーム形式を適切に記述しさえすれば、問題の状況に含まれる権利の問題を《許容戦略の自律的選択の権利》としての確に捕捉できることを主張する。この解決を可能にする具体的なゲーム形式としては、

$N = \{\text{白人グループ, ドナルド}\},$
 $\Sigma_w = \{s, s'\},$
 $s = \text{クラブを結成して, 資格を取得した個人の加入を認める},$
 $s' = \text{クラブを結成しない},$
 $\Sigma_D = \{t, t'\},$
 $t = \text{資格を取得してクラブへの加入を申請する},$
 $t' = \text{資格を取得しない},$
 $S = \{x, y, z\},$
 $x = \text{クラブが結成されて, ドナルドは加入する},$
 $y = \text{クラブは結成されて, ドナルドは加入しない},$
 $z = \text{クラブは結成されず, ドナルドと白人グループとは交流しない},$
 $g(s, t) = x, g(s, t') = y, g(s', t) = g(s', t') = z,$

と定義すればよい。明らかに、この表現において決定的に重要な用語は《資格》である。《資格》要件が例えば「A大学出身」というような場合にはこのゲーム形式は合法的となり、各プレイヤーによる許容戦略の自律的選択に強制や禁止が加えられない限り、自由尊重主義的権利に対する侵害は全くないと考えることができる。これに対して、《資格》要件が例えば「皮膚の色が白」などという場合には、このゲーム形式は非合法になると考えられる。Ⅱ

ゲーム形式の権利論は、次のようにして社会的選択の概念的枠組みに填め込むことができる。実現可能な社会状態の集合を S とするとき、 S と両立可能な任意の公共的決定変数 $x_0 \in \rho_0(S)$ に対して

$$S(x_0) = \{(x_0, x_1, \dots, x_n) \in \Pi_{i \in N \setminus \{0\}}(S) | (x_0, x_1, \dots, x_n) \in S\}$$

は x_0 と両立可能な実現可能状態の集合である。

各 x_0 に対して、ゲーム形式 $G(x_0) = \{N, \Sigma_i (\forall i$

$\in N), S(x_0, g)\}$ はこの社会で支配的な《法と秩序 (law and order)》のもとで合法的なものとする。

いま、社会状態の普遍集合 X 上の個人的選好順序のプロファイル $R = (R_1, \dots, R_i, \dots, R_n)$ が与えられたとき、われわれはゲーム $\{G(x_0), R\}$ をもつことになる。ゲーム形式の権利論それ自体には、ゲーム $\{G(x_0), R\}$ がどのようにプレイされ、どのような均衡が成立するかを説明する理論はないが、私的決定の分権化に関心を寄せるわれわれの立場からは、ゲーム $\{G(x_0), R\}$ の《ナッシュ均衡 (Nash equilibrium)》 $E[G(x_0), R]$ に注目することは極めて自然である。

最後に、ゲーム形式の権利論と両立可能な社会的選択肢の集合 $S(R)$ を

$$S(R) = \{(x_0, g(s^*)) | s^* \in E[G(x_0), R] \\ (\exists x \in \rho_0(S))\}$$

によって定義する。この $S(R)$ が複数の社会状態から構成されている場合は、この社会の社会的選択ルールを f とするとき、社会的順序 $R = f(R)$ に照らして $S(R)$ 内で最善の選択肢を選択すればよい。明らかに、この理論構成はノジックの権利論の一般化になっている。

7.3. ゲーム形式の権利論：4つの注意

ゲーム形式の権利論は、サグデン(1985)によって最初に示唆され、ゲルトナー＝パタナイック＝鈴村(1992)、パタナイック＝鈴村(1990)および鈴村(1990)によって展開と彫琢を加えられたものである。この理論はその源泉をノジックの非帰結主義(義務論)的権利論に求めるものであり、《選好依存の拒否権》としてのセン＝ギバードの帰結主義(目的論)的権利論とは、鮮明な対照を成している。セン＝ギバードの理論と比較した際のこの理論の特徴を押え、その射程を正確に評量するために、最後に4つの注意を与えておくことにしたい。

第1に、センの自由尊重主義的権利は、社会状態に対する個人的選好を鍵概念として定義されているのに対して、ゲーム形式による自由尊重主義的権利は、社会状態に対する個人的選好に全く言及することなく定義されている。この点だけからみても、ゲーム形式による自由尊重主義的権利がセンの自由尊重主義的権利を含意することはあり得ないことが、容易に理解できる筈である。

第2に、ゲーム形式による権利論においては、個人的自由の領域と社会的選択の領域とは完全に分離

されており、個人的自由の行使は社会的選択に対して制約条件を課すものという位置付けを与えられている。この特徴は、まさしくこの理論がノジックの権利論から継承する点に他ならない。

第3に、自由尊重主義の権利を特徴付けるゲーム形式は、社会的対立の解消方法に関する法秩序を具体化するものとして定義されている。この意味において、ゲーム形式を選択するということは、形式的には自由尊重主義の権利の社会的分配に関する法秩序のあり方を選択することと同義となる。

第4に、自由尊重主義の権利への《選好依存的拒否権》アプローチとゲーム形式アプローチとの対照は、権利の定式化の妥当性を巡る概念的な対立である。しかし、この決定的な対立にも拘らず、《選好依存的拒否権》アプローチを用いてセンが最初に指摘した《パレート的自由尊重主義の不可能性》という重要問題それ自体は、自由尊重主義へのゲーム形式アプローチにおいても、形を変えこそすれ再登場することに注意すべきである。事実、ゲーム形式 $G(x_0)$ と選好プロファイル R の与えられ方次第で、ナッシュ均衡 $E[G(x_0), R]$ がパレート効率性をもたない例は、容易に構成することができる。従って、厚生主義的社会選択論の貧困を批判したセンの問題提起の重要性は、彼の権利概念に対するわれわれの批判によっても、些かも傷つくことはない点に注意すべきである。

8. 権利配分の社会的決定

8.1. 問題の所在

自由尊重主義の権利を巡る従来の社会的選択論は、誰が・なにに対して・どのような権利を賦与されているかという《権利の分配》の問題を、それとして考察することは殆どなかったといってよい。センにせよギバードにせよ、彼らの考察の焦点は与えられた権利の分配を実現する社会的選択ルールが存在可能性に絞られており、《権利の分配》それ自体は、ちょうど資源配分の理論における財の初期保有量と同じく、その背後を窺う必要のない《環境的与件》と見なされてきたのである。しかし、誰が・なにに対して・どのような権利を賦与されているかという問題が、それ自体重要な社会的選択の課題であることに疑いの余地はない。残念なことに、セン＝ギバードの《選好依存的拒否権》アプローチにおいても、ゲーム形式の権利論アプローチにおいても、この側面に関する理論的分析は未だ非常にプリミティブな段階

に留まっている。本節では、今後の一層の展開のための現状踏査を意識して、各アプローチ内部での萌芽的研究を簡潔に説明することにしたい。

8.2. 《選好依存的拒否権》の社会的配分

セン＝ギバード流アプローチの論脈において、権利分配の内生的決定を考えるひとつのアプローチは次のようなもの[鈴木(1982a; 1983, Chapter 7)]である。

このアプローチにおいては、《倫理的観察者(ethical observer)》の概念が重要な役割を担っている。 R^* は倫理的観察者のもつ《拡張された選好順序》であって、任意の $x, y \in X$ と任意の $i, j \in N$ に対して、 $(x, i) R^*(y, j)$ は「社会状態が x であるとき個人 i であることは、社会状態が y であるとき個人 j であることと比較して、少なくとも同程度に望ましい」という倫理的判断を表している。この倫理的判断が個人の選好に対して《同情的(sympathetic)》であるとは、任意のプロファイル $R = (R_1, \dots, R_i, \dots, R_n)$ に対して $x R_i y$ の成立と $(x, i) R^*(y, i)$ の成立が同値であることを意味する。従って、当事者である i 自らが x は y と比較して少なくとも同程度に望ましいと評価するとき、そしてそのときにのみ、同情的な倫理的観察者は i にとって x は y と比較して少なくとも同程度に望ましいと評価するのである。

さて、倫理的観察者の拡張された選好順序は、公正性の観点からの社会状態の順序付けを誘導するための情報的基礎を提供する。 $J(R^*)$ は R^* を情報的基礎とする X 上の《公正順序(justice ordering)》であるものとする。議論を具体化するためには、 $J(R^*)$ をロールズ(1971)＝セン(1970b, Chapter 9*)のマクシミン公正順序と考えてもよいが、以下の考察において決定的に重要な性質は、順序 $J(R^*)$ のもつ《不偏性(impartiality)》のみである。ただし、 $J(R^*)$ の不偏性という表現は、全員一致して x を y よりも厳密に好ましいと評価する場合には $J(R^*)$ による公正性の判断も x を y よりも厳密に一層公正であると判定するという意味で用いられている。その定義から、 $x J(R^*) y$ が成立するのは、 x が y と比較して公正性の観点から少なくとも同程度に望ましい場合である。

さて、ギバードによって拡張された自由尊重主義によれば、個人 i が社会状態の組 (x, y) に対して《選好依存的拒否権》をもつのは、 $(x, y) \in D_i^*$ が成立し

て、 x と y との唯一の差異が個人 i のある個人的特性である場合である。これに対して、センは $(x, y) \in D_i^*$ であれば直ちに i に《選好依存的拒否権》を賦与するギバードの拡張を批判して、《最小の自由》という限定された《選好依存的拒否権》を擁護しようとしたのであった。問題は、 x と y との唯一の差異が個人 i のある個人的特性であることに追加していかなる条件が備わる場合に、個人 i に対して (x, y) への《選好依存的拒否権》を賦与することが適切であるかという権利の賦与条件に他ならない。セン自身はこの条件を追求する作業を全く行っていないが、本節で準備した枠組みは、この条件を定式化するひとつの方法を提供する。その方法とは、各個人 $i \in N$ に対する《公正な権利域》を、 $D_i(R^*) = D_i \cap J(R^*)$ によって定義することに他ならない。

$D_i(R^*)$ の構成方法によって、 (x, y) に対して個人 i が公正な《選好依存的拒否権》を賦与されるのは、
(a) x と y との唯一の差異は個人 i のある個人的側面である、

(b) x は y と比較して少なくとも同程度に公正な社会状態である、

という2つの条件が同時に満足される場合に尽きる。従って、この方法は、各個人に対して社会状態の公正性を歪めない限りにおいて《選好依存的拒否権》としての自由尊重主義的権利を賦与するという考え方に、ひとつの定式化を与えるものになっている。

さて、社会状態の公正性によって自由尊重主義的権利の分配を制約する方法には、メリットもあるがデメリットもある。この方法のメリットとしては、公正な《選好依存的拒否権》の実現を保証すると同時に、社会的選択のパレート効率性を常に実現する社会的選択ルールが存在するという重要な事実を挙げることができる。1980年代の初頭に鈴木村(1982a; 1982b, 第6章)が論証したこの可能性定理は、センの《パレートの自由尊重主義の不可能性》を解消するひとつの方法として十分興味深い。これに対して、この方法は社会状態をその《公共的側面》と《私的側面》に分解する仕組みそれ自体を分析せずに、外部的に与えられた分解の仕組みに即して《選好依存的拒否権》に対する制約の設定方法を論じたに過ぎないという点は、確かにこの方法のデメリットである。とはいえ、ミルがその『自由論』で問題提起して以来、「個人が自己を支配する権限の正当な限界はなんであるのか。社会の権威はどこからはじまるのか。人間の生活のうち、どれだけが個人に帰属

し、どれだけが社会に帰属すべきものなのか」という難問に対しては、その後の膨大な文献の累積にも拘らず、一般的合意を期待できる解決方法が見いだされたというには程遠い現状にある。ここでは、残された重要な問題のひとつとして、今後の研究の必要性を指摘するに留めざるを得ない。

8.3. ゲーム形式の権利の社会的配分

第7節末尾で注意したように、ゲーム形式の権利論における自由尊重主義的権利の分配の問題は、許容戦略の指定と結果関数の定義の仕方、すなわちゲーム形式の構造の決定の問題に帰着する。この問題に対するひとつの試論的なアプローチは、鈴木村(1990b)によって展開された次の形式化である。

第7節で導入された記号法を踏襲して、任意に指定された社会状態の選択肢の集合 S の第0射影を $\rho_0(S)$ と記そう。そのとき、 S と両立可能な任意の公共的決定変数 $x_0 \in \rho_0(S)$ をひとつ固定して、この x_0 を背景として考えられ得るゲーム形式を代表的に $G(x_0; S) = \{N, \sum_i (\forall i \in N), S(x_0), g\}$ 、このようなゲーム形式の集合族を $\{G(x_0; S)\}$ と記すことにする。さらに、 $x_0 \in \rho_0(S)$ と $S \subset X$ を自由に動かして、われわれは最終的に

$$G = \bigcup_{S \subset X} \bigcup_{x_0 \in \rho_0(S)} \{G(x_0; S)\}$$

というゲーム形式の選択の自由度を尽くした集合族を定義する。

次に、 X 上の個人的選好順序のプロファイル R が与えられたとき、その第0成分を x_0 に制約した社会状態の集合 $X(x_0)$ 上に R によって誘導されるプロファイルを $R(x_0)$ と記すことにする。そのとき、ゲーム形式 $G(x_0; S)$ とプロファイル $R(x_0)$ との組 $\{G(x_0; S), R(x_0)\}$ はひとつのゲームとなる。このゲームのナッシュ均衡を $E[G(x_0; S), R(x_0)]$ と書けば、ゲーム形式 $G(x_0; S)$ を選択することは、 $(x_0, E[G(x_0; S), R(x_0)])$ という社会状態を選択することに帰結する。そこで、各 $x_0 \in \rho_0(S)$ に対してゲーム形式 $G(x_0; S)$ を指定するゲーム形式の族を $G(S)$ と記せば、族 $G(S)$ を選択することは

$$h(G(S); R) = \{(x_0, E[G(x_0; S), R(x_0)]) \mid x_0 \in \rho_0(S)\}$$

という S の部分集合を選択することに帰着する。

単純化のために、この社会の社会的選択ルールは、与えられた実現可能な社会状態の集合のなかで必ず一意的な選択を決定できるものであると仮定する。そのとき、このルールを適用することによって、各

S からはある一意的な社会状態 $c(h(G(S); R))$ の選択が決定されることになる。

これだけの準備を整えれば、各 S に対するゲーム形式の社会的決定、すなわち各 S に対する《ゲーム形式の権利分配》の社会的決定の問題を定式化することができる。まず、各 S に対するゲーム形式の族 $\{G(S)\}$ を考える。プロファイル R が与えられるとき、この族は S から行なわれる社会的選択の族 $\{c(h(G(S); R))\}$ を決定する。従って、ゲーム形式の族 $\{G(S)\}$ の上の個人的選好順序 $\geq^i (\forall i \in N)$ が、以下のようにして自然に誘導できることになる：

$$G(S) \geq^i G'(S) \longleftrightarrow$$

$$c(h(G(S); R)) R_i c(h(G'(S); R)) (\forall i \in N).$$

この手順に従って誘導された族 $\{G(S)\}$ 上の選好順序のプロファイル $\geq^S = (\geq_1^S, \geq_2^S, \dots, \geq_n^S)$ は、 S からの社会的選択の問題の論脈における《ゲーム形式の権利分配》の問題を理論化するために、その情報的基礎として活用することができることになる。

9. 結論に替えて

最後に3つの短い注釈を加えることによって、本稿を閉じることにしたい。

その1. セン＝ギバードによる自由尊重主義的権利の定式化に対しては、本稿で考察した論点とは全く異なる視点からも、いくつかの批判が提出されている。そのひとつの典型例は、セン＝ギバードの自由尊重主義的権利の硬直性に注目して、契約自由の原則を重視する自由主義的伝統を強調しつつ、権利ないし権利行使の自発的交換を許容することによって《パレート的自由尊重主義の不可能性》を解決しようとする立場である¹²⁾。しかしながら、自由尊重主義的権利の交換可能性という発想には、実のところ多くの危険な落とし穴が潜んでいる。この事実はセン(1982a; 1992)および鈴村(1991)によって既に十分明らかにされているため、興味をもたれる読者にはこれらの論文の参照を勧めることにして、本稿の主題からは省くことにした。

その2. 本稿において、社会的選択ルールは個人的選好順序のプロファイルを社会的選好順序へと集計するプロセスないしルールとして定式化された。しかるに、パレートの自由尊重主義を巡る論争を吟味するに際しては、《社会的選好順序》の概念を完全に迂回して、《社会的選択》に直接的に注目するアプローチを採用することができるし、鈴村(1982b, 第

6章; 1983, Chapter 7)はこの立場から書かれている。本稿においては、直接の主題を外れる論点に紙数を割くことを嫌ってこのアプローチを避けた。しかしながら、われわれの全ての論点をこの代替的なアプローチに従って述べ直すことは、むしろ極めて容易である。

その3. 本稿は、ゲーム形式による代替的権利論に関心を集中したが、われわれとは異なるゲーム論的権利論を展開する試みもなされている。その典型例は、ゲルデンフォルス(1981)およびデブ(1990)によって展開された権利論である。また、本稿においては《社会状態に対する個人的選好》を情報的基礎とする伝統的な社会的選択論を枠組みとして採用して、社会的選択が行われるプロセスないしルールそれ自体に対する個人の選好には、なんら積極的役割を与えていない。パタナイク＝鈴村(1991)は、プロセスないしルールに対する個人的選好にも重要な役割を指定する社会的選択論の代替的定式化を試み、権利論に対するその含意を追求した。これらの代替的アプローチの吟味は、別の機会に改めて試みることにしたい。

(一橋大学経済研究所)

注

† 急逝された高須賀義博教授のご霊前に本稿を捧げる。硬直的なドグマを排してリベラルな学風を堅持された高須賀教授には、著者が一橋大学大学院生であった当時から、学派的わけ隔てなく暖かいご助言とご交友を賜った。感謝を込めて教授のご冥福をお祈りしたい。

本稿の背景を成す研究は、1970年代の中頃以降、ロンドン・スクール・オブ・エコノミクス、京都大学経済研究所、スタンフォード大学、ペンシルヴァニア大学、オックスフォード大学(オール・ソウルズ・カレッジ)、チュレーン大学(マーフィー政治経済学研究所)、エセックス大学など、著者が滞在した多くの研究機関において断続的に行われた。優れた研究環境を与えて下さったこれらの機関と、多くの刺激と助言を賜った先学・友人、とりわけアマルティア・セン、ジム・マラーリス、ブラサンタ・パタナイク、ジョン・ブルーム、ピーター・ゲルデンフォルス、ルイ・ゲバース、クロード・ダスブリモン、ウルフ・ゲルトナー、エド・グリーン、金子守の諸教授に厚く感謝したい。

†† Blake, W., "The Marriage of Heaven and Hell," in Stevenson, W. H., ed., *William Blake: Selected Poetry*, London: Penguin Books, 1988, p. 76.

1) 集合 X 上の選好順序は X 上の二項関係 R であって、任意の $x, y \in X$ に対して「 $xRy \longleftrightarrow x$ は y よりも好ましいか、悪くとも y と無差別である」という意味をもち、《完備性》($\forall x, y \in X: xRy$ or yRx)と《推移性》

$(\forall x, y, z \in X: xRy \ \& \ yRz \rightarrow xRz)$ を満足するものである。本稿においては、選好順序を表記する際に、2つの代替の方法を適当に使分けすることにしたい。第1の方法は、 $xRy, yRz, \text{not}yRx, \text{not}zRy, \text{not}zRx$ というように、それぞれの社会状態の組ごとに選好関係を指示することである。第2の方法は、 $R: x, y, z$ というように、最善から次善を経て最悪に到るまで、選好の通降順に社会状態を左から右に並べることである。

2) R が選好順序であるとき、 $xP(R)y$ は「 x は y と比較して厳密に一層好ましい」という事実を表している。形式的な定義は、 $[\forall x, y \in X: xP(R)y \leftrightarrow (xRy \ \& \ \text{not}yRx)]$ によって与えられる。

3) R_i と R'_i が $\{x, y\}$ 上で一致するという表現は、 xR_iy ならば xR'_iy が必ず成立し、また yR_ix ならば yR'_ix が必ず成立するという意味で用いられている。

4) 任意のベクトル $v = (v_1, \dots, v_i, \dots, v_n)$ に対して、ベクトル v_{-i} は $(v_1, \dots, v_{i-1}, v_{i+1}, \dots, v_n)$ によって定義される。

5) ここでは、イアンとジョンは《不確実性のもてでの意思決定問題》に対処する行動原理としてマクシミン原理に従うものと仮定したが、例(3)が提起する問題は、別にこの原理に従うことから生じるわけではない。マクシミン原理に替わるどのような行動原理が与えられたとしても、その原理に即して例を修正することによって、基本的に同じ問題を提起し直すことができる。

6) この例は、1988年8月20日付けの著者宛の私信で、セン教授によって提示されたものである。私の論点を明確にするために、この例を引用することを許されたセン教授に感謝したい。

7) ゲーム形式の概念は、ギバード(1973)によって最初に導入された。ゲーム形式 G が与えられたとき、結果の集合上の各プレイヤーの選好順序ないし効用関数が指定されるならば、われわれはゲームの完全な記述をもつことになる。

8) 受動的権利と能動的権利の2分割について一層詳しくは、例えばファインバーグ(1973)を参照せよ。

9) 権利概念の分類に関する一層の詳細については、パーリン(1969)、ファインバーグ(1973)、ハンソン(1988)、ホーフエルド(1919)、カンガー＝カンガー(1972)、塩野谷(1984)などを参照せよ。

10) 《正当な逮捕状なしには逮捕されない権利》のように、受動的権利のうちには、その権利の源泉をひとびとに広く共有されている願望にまで辿りうるものが、数多く含まれているだろう。しかしながら、権利の源泉はさておき、いったん確立された限りの受動的権利は、その権利を賦与された個人の選好には係わりなく、他の主体(個人、グループ、社会、国家、……)に対してある種の義務を課すことに留意すべきである。殉教のために国家による投獄を強く望む宗教家であっても、彼が表明する選好に従って国家がこの宗教家を投獄するならば、《信教の自由》という受動的権利を侵害したという非難を国家は免れ得ないのである。

11) この例もまた、私信による議論の過程でセン教授によって用いられたものである。

12) 権利の自発的交換によって《バレート的自由尊重主義の不可能性》を解消しようとする提案とその批判に

関しては、バリ－(1986)、パス－(1984)、プレイヤー＝ガードナー(1980)、ブキャナン(1976)、ギバード(1974)、ハーディン(1988)、ハレル＝ニッツァン(1987)、セン(1982a; 1983; 1992)、鈴村(1991)、鈴村＝須賀(1986)などを参照されたい。

参考文献

- Arrow, K. J. (1951), *Social Choice and Individual Values*, New York: Wiley; Revised 2nd Edition, 1963 (長名寛明訳『社会的選択と個人的評価』日本経済新聞社, 1977年)。
- Barry, B. (1986), "Lady Chatterley's Lover and Doctor Fisher's Bomb Party: Liberalism, Pareto Optimality, and the Problem of Objectionable Preferences," *Foundations of Social Choice Theory*, ed. by Elster, J. and A. Hylland, Cambridge: Cambridge University Press, pp. 11-43.
- Basu, K. (1984), "The Rights to Give up Rights," *Economica*, Vol. 15, pp. 413-422.
- Batra, R. N. and P. K. Pattanaik (1972), "On Some Suggestions for Having Non-Binary Social Choice Functions," *Theory and Decision*, Vol. 3, pp. 1-11.
- Berlin, I. (1969), *Four Essays on Liberty*, Oxford: Clarendon Press (小川・小池・福田・生松訳『自由論』, みすず書房, 1971年)。
- Bernholz, P. (1974), "Is a Paretian Liberal Really Impossible?" *Public Choice*, Vol. 20, pp. 99-107.
- Breyer, F. and G. Gardner (1980), "Liberal Paradox, Game Equilibrium, and Gibbard Optimum," *Public Choice*, Vol. 35, pp. 469-481.
- Buchanan, J. (1976), "An Ambiguity in Sen's Alleged Proof of the Impossibility of the Paretian Liberal," mimeograph, Virginia Polytechnic Institute and State University.
- Deb, R. (1990), "Rights as Alternative Game Forms: Is There a Difference of Consequences?" paper presented at the 6th World Congress of the Econometric Society, Barcelona.
- Feinberg, J. (1973), *Social Philosophy*, Englewood Cliffs, New Jersey: Prentice-Hall.
- Gaertner, W., Pattanaik, P. K. and K. Suzumura (1992), "Individual Rights Revisited," forthcoming in *Economica*.
- Gärdenfors, P. (1981), "Rights, Games and Social Choice," *Nodus*, Vol. 15, pp. 341-356.
- Gibbard, A. (1973), "Manipulation of Voting Schemes: A General Result," *Econometrica*, Vol. 41, pp. 587-601.
- Gibbard, A. (1974), "A Pareto Consistent Libertarian Claim," *Journal of Economic Theory*, Vol. 7, pp. 388-410.
- Gibbard, A. (1982), "Rights and the Theory of Social Choice," *Logic, Methodology and Philosophy of Science*, ed. by Cohen, L. J., Los, J., Pfeiffer, H. and K.-P. Podewski, Amsterdam: North-Holland, pp. 595-605.

- Hansson, S. O. (1988), "Rights and the Liberal Paradoxes," *Social Choice and Welfare*, Vol. 5, pp. 287-302.
- Hardin, R. (1988), *Morality within the Limits of Reason*, Chicago: The University of Chicago Press.
- Harel, A. and S. Nitzan (1987), "The Libertarian Resolution of the Paretian Liberal Paradox," *Zeitschrift für Nationalökonomie*, Vol. 47, pp. 337-352.
- Hayek, F. A. (1960), *The Constitution of Liberty*, London: Routledge and Kegan Paul (気賀健三・古賀勝次郎訳『自由の条件』[『ハイエク全集』第5-7巻]春秋社, 1986-87年).
- Hayek, F. A. (1973), *Law, Legislation and Liberty*, Vol. 1, *Rules and Order*, Chicago: The University of Chicago Press (矢島鈞次・水吉俊彦訳『法と立法と自由1: ルールと秩序』[『ハイエク全集』第8巻]春秋社, 1987年).
- Hohfeld, W. N. (1919), *Fundamental Legal Conceptions as Applied in Judicial Reasoning*, New Haven: Yale University Press.
- Kanger, S. and H. Kanger (1972), "Rights and Parliamentarism," *Contemporary Philosophy in Scandinavia*, ed. by Olson, R. E. and A. M. Paul, Baltimore: The Johns Hopkins University Press, pp. 213-236.
- Kelly, J. S. (1987), "An Interview with Kenneth J. Arrow," *Social Choice and Welfare*, Vol. 4, pp. 43-62.
- Levi, I. (1982), "Liberty and Welfare," *Utilitarianism and Beyond*, ed. by Sen, A. and B. Williams, Cambridge: Cambridge University Press, pp. 239-249.
- Mill, J. S. (1859), *On Liberty*, London: Parker. Reprinted in *The Collected Works of John Stuart Mill*, Vol. 18, ed. by Robson, J. M., Toronto and Buffalo: The University of Toronto Press, 1977 (早坂忠訳『自由論』, 関嘉彦責任編集『ペンサム, J. S. ミル』[世界の名著 38]中央公論社, 1967年).
- Nozick, R. (1974), *Anarchy, State and Utopia*, Oxford: Basil Blackwell (嶋津格訳『アナーキー・国家・ユートピア』木鐸社, (上)1985年, (下)1989年).
- Pattanaik, P. K. and K. Suzumura (1990), "Professor Sen on Minimal Liberty," Discussion Paper No. 231, The Institute of Economic Research, Hitotsubashi University.
- Pattanaik, P. K. and K. Suzumura (1991), "Individual Rights and Social Evaluations: A Conceptual Framework," paper presented at the First TCER Summer Conference on Economic Theory.
- Peleg, B. (1983), *Game Theoretic Analysis of Voting in Committees*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Rawls, J. (1971), *A Theory of Justice*, Cambridge, Massachusetts: Harvard University Press (矢島鈞次監訳『正義論』紀伊国屋書店, 1979年).
- Riley, J. M. (1989-90), "Rights to Liberty in Purely Private Matters, Part I and Part II," *Economics and Philosophy*, Vol. 5, pp. 121-166 and Vol. 6, pp. 27-64.
- Seidl, C. (1975), "On Liberal Values," *Zeitschrift für Nationalökonomie*, Vol. 35, pp. 257-292.
- Sen, A. K. (1970a), "The Impossibility of a Paretian Liberal," *Journal of Political Economy*, Vol. 78, pp. 152-157.
- Sen, A. K. (1970b), *Collective Choice and Social Welfare*, San Francisco: Holden-Day and Edinburgh: Oliver and Boyd.
- Sen, A. K. (1975), "Is a Paretian Liberal Really Impossible: A Reply," *Public Choice*, Vol. 21, pp. 111-113.
- Sen, A. K. (1976), "Liberty, Unanimity and Rights," *Economica*, Vol. 43, pp. 217-245.
- Sen, A. K. (1977), "Social Choice Theory: A Re-Examination," *Econometrica*, Vol. 45, pp. 53-89.
- Sen, A. K. (1978), "On Weights and Measures: Informational Constraints in Social Welfare Analysis," *Econometrica*, Vol. 45, pp. 1539-1573.
- Sen, A. K. (1979a), "Personal Utilities and Public Judgements: Or What's Wrong with Welfare Economics," *Economic Journal*, Vol. 89, pp. 537-558.
- Sen, A. K. (1979b), "Utilitarianism and Welfarism," *Journal of Philosophy*, Vol. 76, pp. 463-489.
- Sen, A. K. (1981), "Rights and Agency," *Philosophy and Public Affairs*, Vol. 11, pp. 3-39.
- Sen, A. K. (1982a), "Liberty as Control: An Appraisal," *Midwest Studies in Philosophy*, Vol. 7, pp. 207-221.
- Sen, A. K. (1982b), *Choice, Welfare and Measurement*, Oxford: Basil Blackwell.
- Sen, A. K. (1983), "Liberty and Social Choice," *Journal of Philosophy*, Vol. 80, pp. 5-28.
- Sen, A. K. (1985a), "Well-Being, Agency and Freedom: The Dewey Lecture 1984," *Journal of Philosophy*, Vol. 82, pp. 169-221.
- Sen, A. K. (1985b), *Commodities and Capabilities*, Amsterdam: North-Holland (鈴木興太郎訳『福祉の経済学——財と潜在能力——』岩波書店, 1988年).
- Sen, A. K. (1986), "Foundations of Social Choice Theory: An Epilogue," *Foundations of Social Choice Theory*, ed. by Elster, J. and A. Hylland, Cambridge: Cambridge University Press, pp. 213-248.
- Sen, A. K. (1988), "Freedom of Choice: Concept and Content," *European Economic Review*, Vol. 32, pp. 269-294.
- Sen, A. K. (1992), "Minimal Liberty," forthcoming in *Economica*.
- 塩野谷祐一 (1984) 『価値理念の構造』東洋経済新報社.
- Sugden, R. (1978), "Social Choice and Individual Liberty," *Contemporary Economic Analysis*, ed. by Artis, M. and A. R. Nobay, London: Croom Helm, pp. 243-271.
- Sugden, R. (1981), *The Political Economy of Public Choice*, New York: John Wiley & Sons.
- Sugden, R. (1985), "Liberty, Preference, and Choice,"

- Economics and Philosophy*, Vol. 1, pp. 213-229.
- Suzumura, K. (1978-79), "On the Consistency of Libertarian Claims," *Review of Economic Studies*, Vol. 45, pp. 329-342. "A Correction," *Review of Economic Studies*, Vol. 46, p. 743.
- Suzumura, K. (1980), "Liberal Paradox and the Voluntary Exchange of Rights-Exercising," *Journal of Economic Theory*, Vol. 22, pp. 407-422.
- Suzumura, K. (1982a), "Equity, Efficiency and Rights in Social Choice," *Mathematical Social Sciences*, Vol. 3, pp. 131-155.
- 鈴木興太郎 (1982b) 『経済計画理論』筑摩書房.
- Suzumura, K. (1983), *Rational Choice, Collective Decisions, and Social Welfare*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Suzumura, K. (1990a), "Endogenous Preferences: Through the Looking-Glass of Social Choice Theory," *Rationality, Individualism and Public Policy*, ed. by Brennan, G. and C. Walsh, Centre for Research on Federal Financial Relations, The Australian National University, Canberra, pp. 34-39.
- Suzumura, K. (1990b), "Alternative Approaches to Libertarian Rights in the Theory of Social Choice," in *Markets and Welfare*, Vol. 1 of *Issues in Contemporary Economics*, ed. by K. J. Arrow, London: Macmillan, pp. 215-242.
- Suzumura, K. (1991), "On the Voluntary Exchange of Libertarian Rights," *Social Choice and Welfare*, Vol. 8, pp. 199-206.
- Suzumura, K. and K. Suga (1986), "Gibbardian Libertarian Claims Revisited," *Social Choice and Welfare*, Vol. 3, pp. 61-74.
- 内井惣七 (1988) 『自由の法則・利害の論理』ミネルヴァ書房.
- Wriglesworth, J. L. (1985), *Libertarian Conflicts in Social Choice*, Cambridge: Cambridge University Press.